

指定障害福祉サービス等事業者  
法人代表者 様

奈良市長 仲川 元庸  
( 公 印 省 略 )

### 適正な障害福祉サービス等の提供及び法令遵守の徹底について（通知）

標記の件について、本市指定の障害福祉サービス事業所において下記の不正行為が確認されたため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）等の規定に基づき、令和5年12月に8サービス（地域生活支援事業に基づく移動支援事業を含む）に対し、指定取消しの行政処分を行いました。

本事案は、実地指導及び監査を行ったところ、指定基準（人員基準、運営基準）違反や不正請求が確認されたほか、監査において虚偽報告や書類の改ざんが行われたため、指定取消しに至ったものであります。

障害福祉サービス等は、公費（税金）や利用料を財源として運用されており、市民の信頼のうえに成り立っていることを当該事業に携わる一人ひとりが自覚して行動する必要があります。

本市は今後も不適切な運営を行う事業者に対しては、関係課と連携しつつ厳正に対処するとともに、悪質な場合は指定取消し等の行政処分に加え、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく刑事告訴も検討いたします。

各事業者におかれましては、自主点検を定期的を実施し、サービス提供と介護給付費等の請求の適正化が図られていることと存じますが、改めて確実な点検を行い、法令遵守の徹底に取り組んでいただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1. 指定取消しの原因となった主な不正行為について

##### （1）人員基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第3号）

- ・サービス管理責任者について、配置に必要となる研修が未受講であるにもかかわらず、配置し続けた。またその旨を本市に届出しなかった。
- ・サービス提供責任者について、個別支援計画の作成に係る業務等、サービス提供責任者として遂行しなければならない責務を果たしていないことを役員が認識していたにもかかわらず、同一法人内の他サービスの支援者として従事させていた。また、当該サービ

ス提供責任者の代わりとして、サービス提供責任者の配置要件を満たさない者に従事させていた。

**(2) 運営基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第4号）**

- ・サービス管理責任者としての配置要件を満たさない者であるにもかかわらず、個別支援計画の作成等を行っていた。また、サービスによっては、全ての利用者について、個別支援計画を作成していなかった。
- ・サービス管理責任者が適正に配置されていた期間においても、一部の利用者について、個別支援計画を未作成又は見直し等を行っていなかった。
- ・サービス提供責任者がその責務を果たしていなかったことから、全ての利用者について、個別支援計画が作成されていなかった。
- ・管理者が従業者及び業務の一元的な管理や必要な指揮命令を行っていなかった。

**(3) 不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第5号）**

- ・上記（1）及び（2）の状況であるにもかかわらず、サービス管理責任者欠如減算及び個別支援計画未作成減算を算定しないまま、報酬を請求し続けた。
- ・サービス管理責任者が適正に配置されていた期間においても、個別支援計画を未作成又は見直し等を行っていないにもかかわらず、個別支援計画未作成減算を算定しないまま、報酬を請求し続けた。
- ・サービス提供責任者がその責務を果たしていなかったことから、全ての利用者について、個別支援計画が作成等されていなかったにもかかわらず、サービス提供を行い、報酬を請求し続けた。

**(4) 虚偽報告（障害者総合支援法第50条第1項第6号）**

- ・（1）に関連して、実際には配置されていない者をサービス管理責任者であると見せかけるため、本市の監査において、事実とは異なる辞令書を作成し提出した。さらに日報及びシフト表におけるサービス管理責任者の押印を改ざんしたほか、重要事項説明書におけるサービス管理責任者の氏名及び押印を実際には配置されていない者の氏名で上書きし押印する等の改ざんが行われた。

**(5) 不正の手段による指定（更新）（障害者総合支援法第50条第1項第8号）**

- ・指定更新申請にあたり、実際のサービス管理責任者とは異なる者の氏名を挙げて申請を行い、不正に指定（更新）を受けた。
- ・指定更新申請にあたり、サービス提供責任者がその責務を果たしていないことを役員が認識し、同一法人内の他サービスの支援者として従事させていたにもかかわらず、その者がサービス提供責任者であるとして申請を行い、不正に指定（更新）を受けた。

**(6) 不正又は著しく不当な行為（障害者総合支援法第50条第1項第10号）**

- ・サービス管理責任者の遍歴に関する資料の提出を求めたところ、事実とは異なる者の氏名を挙げて資料を作成し、本市に提出した。
- ・サービス管理責任者の変更について、事実とは異なる氏名、変更日を記載した変更届を作成し、本市に提出した。
- ・サービス管理責任者の遍歴について、本市に提出した資料との整合性を図るため、元サ

ービス管理責任者に対して口裏合わせを依頼する旨のメールを送付した。

## 2. 法令遵守に係る取組について

### (1) 自主点検について

本市では、基準省令等に基づく適正な事業の運営に資するよう基準等の自主点検表を本市ホームページにて公開していますので、ご活用いただき自主点検を行ってください。また、自主点検の結果、介護給付費等の算定に誤りがあった場合は、過誤調整等により速やかに請求の適正化を図るとともに、自主点検（過誤調整の手続きを含む）の結果を記録し、点検日から5年間保管してください。

#### 【自主点検表の掲載場所について】

法務ガバナンス課：介護保険サービス等及び障害福祉サービス等 自主点検表

<https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/9/101305.html>

### (2) 加算の算定について

実地指導等において、加算や減算の算定要件を十分に理解せずに請求を続け、基準に適合していない状況が長期間継続した結果、返還金が多額となる事案も発生しています。

加算は、サービス種類ごとの人員基準等を満たし、運営基準に従い適正な事業運営ができていくことが大前提であり、その上で各加算の算定要件を満たし、より質の高いサービスを提供した場合に請求できるものです。減算についても同様に、サービス提供の前提となる各基準に適合していないことから減算により、報酬を減額させるものです。

については、本市から発出される事務連絡や集団指導資料のほか、関係法令等を各自で改めてご確認いただき、適正な運営の継続に努めてください。

### (3) その他留意事項について

本市の令和5年度に実施した実地指導等において、行政処分に至らずとも、個別支援計画の策定が適切に行われていなかったことや、令和3年度報酬改定に伴う制度改正に適合していなかったことにより、行政処分に至らずとも報酬の返還を求める事例が頻発しています。実地指導は3年に1回が目安とされているところですが、今後令和6年度報酬改定に係る制度改正も控えていることから、各基準等の再確認及び自主点検を徹底くださいますよう、お願いいたします。

#### 【本件の問合せ先】

奈良市福祉部障がい福祉課

指定係（指定、加算関係）・自立支援給付係（請求関係）

TEL：0742-34-4593

MAIL：jigyouqa@city.nara.lg.jp